

《講演録》 学士課程教育の構築と付属高校の役割

日 高 義 博
(専修大学理事長・学長)

*本稿は、平成二四年一〇月二六日に、専修大学松戸高等学校において行った講演の内容をなすものである。講演は、専修大学松戸高等学校の教職員を対象に行ったものであるが、併せて付属高校四校に対し、本学の高大連携の狙いを発信するものである。原稿作成に際しては、講演の録音テープを反訳し、それに加筆、修正を施した。

目次

- 1 はじめに
- 2 大学改革の流れ
- 3 学士課程教育の構築で求められているもの
- 4 大学と高等学校との連携の意義
- 5 付属高校に期待される役割
- 6 専修大学の戦略について

1 はじめに

今日はお忙しい中、一時間ほど時間をちょうだいしました。付属高校の教職員の皆様に、時間をいただいておりますのは初めてかと思えます。なぜお話を申し上げたいかと言いますと、大学改革が急速に進んでいる中で、高校での教育の在り方も含め検討する必要がありますからです。大学改革は、日本だけではなくて世界的な動きなのですが、大学間競争の中で、教育内容だけでなく、システム自体も変動しつつあります。そして当然ながら、大学の前には高等学校、その前には中学校、小学校とあるわけで、各教育機関での教育内容の連結がうまく行っていないと、大学教育や、その上の大学院教育の成果は上がらないのです。

最近になって中教審の答申などにも、「大学教育と高校教育との連携」、「高大連携」という言葉が入ってくるようになりました。こういう一連の改革の流れが、どういう状況から出てきたのか、そして専修大学としてはどういう大学改革の戦略を描き、付属高校とどう連携しようとしているのか、というようなことを高校教育の現場

に立たれている皆様方にも理解しておいていただいた方が、専修大学での高等教育としては一本筋が通るだろうと思ひまして、お話しする機会をいただいた次第です。

テーマは「学士課程教育の構築と付属高校の役割」です。この学士課程教育の構築という言葉自体が少し分かりづらい概念ですが、さらに、高校から大学に生徒を送る時（大学からは受け入れる時）に、どのような連結になるのかということになると、非常に難しい問題になります。この問題は、大学改革の流れの中で捉える必要があります。

2 大学改革の流れ

(1) 専修大学の歴史から紐解く

専修大学は、明治維新後の日本の高等教育の歴史をつくってきたと言つていいほど、わが国の近代における学校制度の推移をすべて経験している数少ない大学の一つです。そういう点からすると、大学改革の流れを具体的かつ客観的に見る上での材料が揃つていているのが、いま強みになっています。少し古い話になりますが、日本の高等教育の出発点から紐解いていった方が大学改革の流れが分かりやすいと思ひます。

(2) 教育令から大学令までの推移

〔1〕教育令によるスタート

明治維新後、日本の教育制度はそれまでの日本的な教育制度を捨

てて、これは教育制度だけではなく法律制度もそうですが、欧米、特にヨーロッパの制度を基本にしました。教育機関に関しては、明治五年に学制（太政官布告）が公布されましたが、教育制度を円滑に進めるため、明治一二年九月には、学制に変わつて教育令（太政官布告）が公布されました。この教育令によつて、学校が「小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校等」に分けられ、「専門学校」の枠組みの中で高等教育機関である法律学校等がスタートします。専修大学の前身である専修学校は、この教育令により法律学及び経済学を教授する「専門学校」として、明治一三年九月に創立されました。専修大学の創立者たちは、明治維新後アメリカに長年留学して近代の学問を修得し、帰国後間を置かずして、日本語によつて法律・経済を教授する高等教育機関として専修学校を立ち上げたのですが、このことは専修大学の校歌に謳われているように、「世に先駆けし」出来事だつたと言えましょう。まさに、近代の法律・経済を教授する高等教育機関の魁けであり、五大法律学校（専修学校「専修大学」、東京法学校「法政大学」、明治法律学校「明治大学」、東京専門学校「早稲田大学」、英吉利法律学校「中央大学」）の中では一番バッターでありました。

その後、国の法制度の整備とともに私学での法学教育を国の管轄下に置く動きが出てきます。明治一九年三月には帝国大学令（勅令）が公布されますが、その法令の下に私立法律学校監督条規が制定され、五大法律学校は帝大総長の監督下に置かれました。さら

に、明治二十一年には監督条規は特別認可学校規則に変更され、専修学校ほか六校を「特別認可学校」にしました。このことは、私学での法学教育にハンディーを負わせることにもなりました。

〔2〕専門学校令による専修学校

その後、様々な高等教育機関が動き出し、認可等について統一の基準を定める必要があることから、明治三十六年三月に、専門学校令（勅令）が発令されました。専門学校令の第一条は、「高等の學術技芸を教授する学校」を専門学校とする旨の定義規定を置き、全ての専門学校を統括する法令でありました。この専門学校令は、法律学校をはじめとして、医学専門学校、女子専門学校、外国語学校などの高等教育機関を法的に掌握するものでありました。専修学校も、明治三十六年一月に、専門学校令による専門学校として認可されています。

専修学校は、明治三十九年九月には、学則を改正して大学組織とし、大正二年七月に、校名を「私立専修大学」に改称しています。さらに、大正八年九月に現在の「専修大学」に改称しています。専門学校令の下で既に「専修大学」と称していたことは、注目すべきことだと思えます。

専門学校令によって高等教育機関が整備されますが、この法令は帝国大学令と平行して機能し、私立大学と国立大学による高等教育の骨格を形成して行ったと言っても過言ではないでしょう。

〔3〕大学令による旧制大学

その後、大正時代に入ると、高等教育機関が拡張してきますが、それを国家統制の下に再編するため、大正七年一二月には大学令（勅令）が公布され、大正八年四月に施行されることとなります。

この大学令は、大学の目的を「國家に須要なる學術の理論及び應用を教授し、並びにその蘊奥を攻究すること」にあるとしていました。そして、大学の許認可は、文部省の管轄の下に置かれます。専門学校令による専門学校の多くが大学令による大学に移行することになります。五大法律学校は、すべて旧制大学に移行しますが、専修大学が大学令による大学として認可されたのは、大正十一年五月です。五大法律学校の中では最後に申請したことになります。大学令が施行されてから三年経過してからの旧制大学への移行でありましたが、これは、創立者たちが専修学校を市民レベルにおいて立ち上げたことからすると、私学教育を国家統制の下に置くことのためにあつたものと思われる。専門学校から旧制大学に移行するに際しては、当初であれば補助金が交付されたのですが、専修大学はヘソを曲げてそのチャンスを見送り、補助金なしで旧制大学に移行しました。いわば、私学の理念を求めての、やせ我慢でありました。

大正一二年九月には、関東大震災が起き、神田校舎が全壊しました。がれきの中に壊れかけた図書館の壁だけが立っている写真が残されていますが、旧制大学に移行したばかりの時期にあって、専修大学は厳しい試練を受けました。この苦難からの脱却に際して、第

二代学長の阪谷芳郎先生は陣頭指揮を振るわれました。

大学令によって日本の高等教育は旧制大学として平準化されますが、その高等教育の基礎を支えたのは、旧制高等学校での教育でした。旧制高等学校と旧制大学との間には教育の連携がなされています。旧制高等学校では、今日の大学で行われている教養教育の部分がほとんど取り込まれていました。むしろ、質の高い教養教育が行われていました。高等学校では幅広い教養教育を行い、大学では専門教育に重点を置いて教育するという、教育内容の橋渡しが確立し、高等教育のシステムが出来上がります。高等学校の段階で教養教育の土台が出来ているならば、大学において、いきなり法律なり経済なりの専門科目を教育しても、学生に十分沁みていくことになります。大学では、専門に特化した教育を行うことが可能です。このような教育システムは、日本独自のものであつたかという点、そうではありません。ひな型は、ヨーロッパの教育システムでした。ヨーロッパでは、今日でも色濃く残されている教育システムです。フランスでは、大学入学資格を得るための国家試験であるバカロレア (Baccalauréat) があり、それに合格して大学に入学して来ます。ドイツでは、中等教育機関であるギムナジウム (Gymnasium) で勉強した後、大学入学資格試験であるアビトゥーア (Abitur) を受け、それに合格した者が大学に入学してきます。大学では、いきなり専門教育を行います。教養教育は、すでに大学に入学する前に終わっているという前提に立っているのです。

私は、一九八〇年から八三年にかけてドイツに留学しました。まだベルリンの壁がある時代ですが、西ドイツのトリーア (Trier) で研究生活を過ごしました。トリーア大学法学部では、客員教授として法学教育の実際も見聞することが出来ました。法律の専門科目の講義が実際どのように展開されているのか、親しくしている教授の授業を参観し、日本の講義方法と比較することが出来ました。大学一年の一ゼメスターから、刑法、民法などの基幹科目の授業を展開していました。日本の大学のような教養科目は一つもありませんでした。語学については、ラテン語はすでにギムナジウムで習得していることになっていたので、講義でラテン語の専門用語が使われても、あまり違和感がない様子でした。語学について興味のある学生は、法学部の授業とは別に、語学センターで、中国語、日本語、ロシア語、スペイン語などを学べるようになっていましたが、徹底した専門教育を展開していません。さらに、法学部は卒業して学位を取得するというシステムにはなっておらず、法曹資格を得るための国家試験に合格しない限り卒業はないのです。しかも、受験は二回しか認められず、受験に失敗した場合には、他学部へ転部してディプロマ (Diploma) を取得するという以外に大学を卒業した証は得られないのです。このことは、ドイツの法学部が実践的法学教育を指向してきたことによるかもしれませんが、職業と直接結びついた高度の法学教育が展開されているのに驚きました。ドイツの伝統的な法学教育のシステムを見聞して、大学教育の土台の必要性を

改めて認識させられました。

(3) 戦後の大学改革の流れ

「1」新制大学への移行

第二次世界大戦後は、昭和二二年四月に施行された学校教育法によって、学校教育制度が新たにスタートしました。大学令は廃止され、旧制大学から新制大学に移行します。大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究する場として捉えられることになりました。専修大学は、昭和二三年七月に新制大学移行の申請書を提出し、昭和二四年二月に新制大学として認可されました。新制大学では、グラントを含んだ一定の校地及び校舎が要求されたことから、専修大学では、神田キャンパスに加え、生田キャンパスが設けられましたが、焼け野が原からの再出発で陣頭指揮を執られたのは今村力三郎先生でした。

私が専修大学に入学したのは昭和四一年ですが、この頃には新制大学のスタイルも落ち着いていました。教養科目の単位数と専門科目の単位数が固定化されており、さらに教養科目の枠の中でも、自然科学、人文科学、社会科学、外国語、体育等の各分野ごとに単位数の縛りがありました。教養科目の中には高等学校で受けた授業内容とあまり変わらないものもありましたが、自分の好きな科目は熱中して聴くが、そうでないものは無頓着で聴かずに単位を取るという、大らかな時代でありました。そんな中で、大学紛争の嵐が吹いたのですから、不思議と言えば不思議な時代でした。

法学の教育について言えば、戦前の法学部は専門家をつくる教育を行ったのに対して、戦後の法学部は、リーガルマインド、つまり法的な素養を身に付けた者を社会に輩出することに主眼を置いて教育を行っています。つまり、専門教育に専念するのではなく、教養教育を組み込んだものになっています。つまり、アメリカ型の大学教育の導入を図ったものと言えますが、ただ、純粋なアメリカ型ではないところに問題を残したとも言えます。法学教育について言えば、大学教育はリベラル・アーツでよいわけで、専門的な法学教育はロースクールで行うべきだと言うことになります。大学に法学部は不要ということになるはずですが、わが国の場合は、以前と同様に大学の中に法学部を抱えています。そのため、法学部における教育内容は、制度設計としては中途半端のまま推移してきたのです。

私は、ドイツに留学していた時、逆説的ではありますが、戦前の旧制高等学校と旧制大学との連携の在り方に見倣うものがあると思いました。一九八〇年代の話ですが、西ドイツの大学における法学教育の在り方を見聞して、法学教育の現場に立っている者としては、衝撃を受けました。日本では、法学部の卒業生の一握りの者しか法曹に就かず、法学教育も法曹を育成するシステムになっているわけではないのに対して、ドイツの法学部では、学生のほとんどが法曹資格を取得し実務に就くために勉学をしており、法学教育に法曹養成システムが組み込まれているのです。大学教育の中に法曹養

成教育が組み込まれているのです。刑法入門とか民法入門とかの科目は大教室で講義しますが、その講義の後に二〇人ぐらいごとに分かれて実施される、少人数の授業であるアルバイトゲメインシヤフト（AGと略されています）という授業が平行して行われていました。実務修習を終えて博士論文（Dissertation）を書くために大学に助手として採用されている若手の研究者が、大教室での授業内容を捕捉したり、教授の考え方と判例の考え方の違いを解説したりし、さらには、判決文の文体や書式なども指導するのです。大教室での講義と少人数によるバックアップ授業が組み合わせられ、徹底した法曹養成教育が一年次から始まるのですが、それに付いて行ける土台が既にギムナジウムで培われているのを見て、ギムナジウムと大学との段階的教育の接続が上手くいっていると思えました。戦後、新制大学での法学教育に馴染んで来た私としては、法学教育の在り方を再考する機会になりました。何のために大学で法学教育を行うのか、これは今でも大きなテーマです。

〔2〕大学改革の始動

最近では、戦後の高等教育システムの歪みを修正しようという動きが出てきています。大学教育の理念的な変化の問題だけでなく、外的な要因が加わっています。新制大学の教育上の問題が従来あまり表面化しなかったのは、大学に進学する者が絞られていて、学生の多くが大学で何をするかを決めて学生生活を過ごしていて、自分なりに在学中に修得すべき事柄を手にすることが出来る状況にあっ

たことよると思われます。私は、団塊の世代ですが、それでも大学に進学するのは、一八歳人口の一〇数パーセントでしたし、現役で大学に入学することが難しい時代でした。

現在、大学進学率は、五〇%を超えています。しかも、大学の総定員数と進学者数が一致する「全入学時代」を迎えています。進学率が五〇%を超える状況での教育を「ユニバーサル教育」の段階と言いますが、この段階では、教育現場の様相が大きく変わってきました。戦後スタートした新制大学の教育システムのままでは、専門教育が宙に浮きかねないし、教養教育自体も中途半端という事態に陥りかねないのです。もちろん、これまで様々な取り組みがなされていますが、最近の大学改革は、厳しい大学間競争の中にあつて、急展開しつつあります。大学改革の始まりは、昭和二二年に制定された教育基本法、それに昭和三二年に制定された大学設置基準を見直すことから始まりました。

〔3〕大学設置基準の大綱化

卒業されて二〇年以上たっている方は、今大学で行われている教育をご覧になると、だいぶ変わっていることに気づかれると思います。平成三年に、学校教育法、大学設置基準等の改正がなされ、大学設置基準の大綱化がなされました。これはどういうことかと言いますと、従前は一般教養科目の中でも自然科学、人文科学、社会科学、外国語、保健体育というように区分され、それぞれの分野で何単位必要で、専門科目で何単位必要というように卒業単位の枠組み

が大学設置基準によって定められていました。教養教育と専門教育の枠組みが固定化されていて、学部教育を行う場合に厳守しなければならぬという縛りがありました。その大枠の縛りをなくしたのです。教養学部解体という言葉が象徴的に言われました。また、学位規則の改正もなされ、学士を学位に位置づけ、学士の種類（大学設置基準が制定された昭和三二年当初は二五種類、廃止時は二九種）を廃止しました。

この会場にいらっしゃる五〇歳代の方は、大学を卒業する時にどういう書式の証書を貰いましたか。「卒業証書」と書いてありませんでしたか。記憶にありませんか。私の手許には、卒業式の後、日本武道館の前で「卒業証書」を持って撮った写真がありますので、昭和四五年は「卒業証書」が交付されました。この当時の卒業証書の中の文言は、所定の課程の単位を修得したので法学士、経済学士、文学士を授与するというような内容のものだと思います。これに対して、現在は、「学位記」の授与です。私達の世代では、学位記というと、博士か、少なくとも修士でなければ、学位とは言わないという認識が一般的でしょうが、今はそうではないのです。平成三年以降は、学士が学位に位置づけられ、それまでであった二九種の学士の種類を撤廃して、学士の下に括弧書で内容を表記する（たとえば「学士（法学）」）ことになりました。学部教育もかなり柔軟に出来るようになり、大学改革が進められることになりました。

大学設置基準の大綱化によって、大学は教養教育の改革に取り組

むことになりましたが、従前の教養課程を撤廃すればよいという単純な問題ではありません。場合によっては、学部再編ないし学部新設をしなければならぬ問題です。規模の大きい大学では、学部の横糸として教養が組み込まれている場合が多いので、それを整理するのはなかなか難しいことでありました。この時期、専修大学でも問題の検討がなされましたが、既存の教育組織を抜本的に組み替えるには至りませんでした。

その後、大学改革の検討・提言が中央教育審議会（中教審）において頻繁に行われてきました。中教審の答申は、文部行政にとって重要な機能を果たしており、答申が出されますと、文部科学省にとつて行政指導の指針になりますし、立法化にも繋がります。

平成九年には答申「高等教育の改善について」、平成一〇年には答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」、平成一四年には答申「新しい時代における教養教育の在り方について」が出され、それに応じて学校教育法、大学設置基準等の改正がなされました。

「4」大学の機能別分化

平成一七年には、私立大学にとつて極めて重要な中教審答申が出されました。「わが国の高等教育の将来像」という答申です。一八歳人口の五〇パーセントが大学に進学するユニバーサル教育の段階が間近に迫っている時期において、量から質の転換を図る必要があります。大学拡張の時期には、大学の総定員数を増す方策が採ら

れましたが、この時期に質的転換を図っておかなければ、一八歳人口がさらに減少する時期に突入した時では、大学改革の出口が見えなくなってしまうのです。

平成一七年答申で重要な点は、大学の機能別分化を図ることを指摘していることです。先端の研究に特化した大学、教育に特化した大学、地域貢献型の大学、技能教育に特化した大学など、中教審答申では七種類ものを挙げています。私学は、そのいずれの型を選択してもよいことになっています。その代わり、従前の「護送船団方式」を止めて、大学間競争の中で事後チェックしていくというのです。従前の設置認可は厳格でありましたが、認可された場合には、大学の維持・発展に向けた支援態勢を敷かれました。しかし、今後は、事前チェックから事後チェックに切り替えて、大学間競争の中で質的転換を図るという構想なのです。

今後の大学づくりにおいて、七つの大学モデルのどれを選択してもよいというのは、私学にとって魅力的であり、ラッキーチャンスであります。選択を誤ると大学運営が困難になります。いわば両刃の剣です。

この時期、専修大学が採った方針について、少しお話しします。専修大学は、明治維新後、高等教育を担ってきた伝統校です。伝統校が研究力を失ってしまつては、私学としては自立出来なくなり、教育のソフトも国立型の教育に右に倣えということになります。それでは多様な人材を育成することは出来ません。創立者たちが市民レベ

ルから教育を行い、多様な人物、人材を育てて行こうとしたのはなぜか。それは、市民社会が価値観の多様な人材に支えられることにより、社会の柔構造が形成されるからです。市民レベルで高等教育を行う意味を、創立者たちはアメリカの社会で掴み取って帰国しているのです。研究に裏付けられた教育、建学の精神に基づく教育・研究を、歴史のある伝統校が行わないということになると、私学の存亡を問われ、日本の社会構造が硬直化していくことにもなるのです。専修大学の方針は、研究力に裏付けられた教育を行うことにあります。

専修大学は、二一世紀ビジョンとして「社会知性の開発」を掲げています。このビジョンは、大学の機能別分化の観点で言うならば、専修大学の役割ないし機能を表明するものでもあります。このビジョンの策定は、富山専務理事が総合企画室を立ち上げられて検討された頃になされたものでありますが、先見の明があったと思います。二一世紀ビジョン「社会知性の開発」を実現するために、平成一五年から社会知性開発研究センターが始動しています。この一〇年の間に、私立大学戦略的研究基盤形成事業、オープン・リサーチセンター事業等に多々採択され、専門的、学際的な総合研究・教育活動を積極的に展開しています。センター事業の推進とともに、博士の学位を取得する若手の研究者が着実に増加してきています。研究を活性化させ、研究に裏付けられた教育を行い、社会に「知の発信」をしていくというのが、専修大学のスタイルになりつつあり

ます。

〔5〕教育基本法の改正

続いて、平成一八年には、大学の理念に修正を加えるため教育基本法が改正されました。大学のミッションは、従来、学術の中心として教育並びに研究をすることにありましたが、さらに「社会の発展に寄与する」という文言が付加されました。つまり、社会貢献が大学のミッションの三番目に入ってきたのです。大学は、教育・研究を通じて社会に貢献する人材を育成するとともに、社会貢献あるいは地域貢献という言葉が使われるように、社会の発展に寄与する活動が求められるようになったのです。

大学進学率が一八歳人口の五〇%を超えるようになりますと、多様な学生が入学してくるようになります。「大学は何をする場なのか」を学生に説く必要があると言いますと、皆さんは驚かれるかもしれませんが、残念ながら、残念ながら、今はそのことを初年次に説かなければならない状況にあります。自分の人生設計も考えず、高校の延長線です。ただ何となく進学したという学生が目につくようになりました。

研究者は象牙の塔に閉じこもり研究をしていけばよいと言われた時代から、象牙の塔の扉を開いて教育の現場に立つ時代になったと言われるようになったのは、ついこの間のように思えますが、さらに最近では、教育の現場で大学と社会の接点を解き明かし、社会において何をなすべきかを学生に説かなければならないのです。このことは、研究者自身にとっても、なぜ学問をするのか、大学は社会に

対していかなる役割を負っているのかを問うことでもあります。

その回答としては様々なものがあつてよいと思いますが、大学教育によって社会に貢献しうる人材を育成すると共に、大学の知の発信により社会貢献を果たすという指針に結びつくことが現在では求められていると言えましよう。

〔6〕学士課程教育の構築へ

そして、平成二〇年三月には、「学士課程教育の構築に向けて」という中教審答申が出されました。学士課程という言葉は、膾炙されたものとはなっていないかもしれませんが、先ほど説明しました平成三年の学校教育法の改正において学士を学位に位置づけ、大学改革を進めてきたことと関連しています。大学院の教育では、修士の学位を取得するための修士課程（最近では博士前期課程と呼ばれます）、博士の学位を取得するための博士課程（最近では博士後期課程と呼ばれます）という言葉がすでにあります。学士を学位に位置づけるのであれば、学士の学位を取得するための学士課程という言葉が使われるようになるのが自然です。

しかし、学部教育の中で教養教育と専門教育との関連をどうするか、学部教育の中で体系的な科目配置がなされているのか、導入教育から専門教育への転換が組み込まれているのか、というような問題を解決しないことには、学士課程教育を構築することにはなりません。しかも、漠然とした学部教育というのではなく、法学部、経済学部、文学部というように具体的な学部における専門教育と教

養教育との有機的関連性を見出し、かつ学士課程教育の中に、専修大学としてのオリジナルな部分を組み込むことが必要なのです。

答申は、わが国の学士号の国際通用性を確保し、学士課程教育の質の維持・確保を図り、大学教育の持つ社会的な意義・効用を評価するという視点が重要であるとしています。いずれにしろ、学士課程教育という視点からこれまでの学部教育の在り方を見直すことが必要です。専修大学では、現在、この喫緊の課題を鋭意検討していますが、まもなく具体策の提示を行い、改革を進めようとしています。最終的には、どのような教育課程によって特色のある学士を育成するかを明示しなければなりません。そのことは学則上の学部の教育目標に織り込まれ、カリキュラムの編成に具体化されることになりましょう。

3 学士課程教育の構築で求められているもの

(1) 事後評価

大学設置基準の大綱化の後、教養教育の枠組みが変化してきましたが、教育方法も変わってきました。従前は、授業内容については担当者の判断に委ねられていた部分が多く、イメージな授業展開も可能でした。しかし、平成一七年前後から、だいぶ状況が変わってきました。外部の認証評価機関（大学基準協会、大学評価・学位授与機構など）によって認証評価がなされるようになり、大学内部でも自己点検を実施することになりました。大学の授業運営等にも、

外部的な事後評価が導入されてきたのです。大学内での自己点検を毎年行い、外部の認証評価を五年に一回は受け、適正であるか否かのチェックがなされます。その際、授業のシラバスが提示されてその内容にそった授業が実施されているか、どのような授業評価が行われているか、どのようなFD活動がなされているかなどについて、具体的チェックがなされ、是正すべき箇所や改善すべき点について指摘がなされます。

シラバスには、授業内容と授業計画が記載されますが、その他に、採点の評価基準および評価項目の割合も記載しなければなりません。シラバスの記載は、いわば学生との約束事であり、外部に対する客観性の表示でもあります。最近の状況と比べますと、私が学生の頃の授業は、いたって大らかなものでした。教壇に立った先生の調子によって、学生の顔を見みながら漫談調で人生論を説いたり、突然学問の先端領域の講義になったり、様々な授業がなされました。それはそれで面白かったのですが、今はそういう授業は許されません。授業の到達目標に向けた講義を計画的に行わなければなりません。そして、授業評価もなされる時代です。

(2) 授業評価

授業回数については、前期一五回、後期一五回の授業回数を確保することが求められています。授業内容を一五回の講義の中で計画的に割り振り、講義の流れを事前にシラバスに提示し、順次講義していくというスタイルが取られますので、授業の客観性・画一性が

図られることとなります。ここでは、研究者に教育する術が求められます。授業を聴いている学生は、シラバスにそって予習をして授業に出ているということになれば、講義内容の理解が深まります。そして、受講した学生が授業評価をし、その授業評価をその後の授業改善に反映するというシステムが敷かれます。

講義を聴く立場にある学生が果たして授業を評価することが出来るのかという疑問がないではありません。一九九〇年にドイツに留学していた時、法学部では学生が授業評価を行っていましたが、その当時としては新しい試みでした。私も学生が授業評価を出来るのだろうかと当初は疑問を持ちましたが、見聞した結果は、適切な評価でした。評価項目について、A B C Dの四段階の評価をするというシンプルなものでしたが、学生の目線による評価は当を得たものでした。専修大学法学部では、学生による授業評価をすでに導入しています。授業評価の在り方としては本来の姿ではないかと思えます。授業を聴いた学生がどう思ったかというものを的確に捉えておくことが重要なのです。講義に対する学生の真摯な目線は信頼に足ります。

(3) 教員評価

もう一步踏み込んだ課題として、教員評価というものがあります。研究業績の蓄積度、学内活動による貢献、講義の上手さなどの評価項目を立て、教員評価を行うシステムを導入すべきだということです。アメリカの大学ではすでに実施されているものですが、わ

が国でも導入されつつありますが、まだそれほど進展しない状況にあります。その理由としては、教員評価の項目をどうという観点から選定し、かつその評価をどのように数量化するのかという問題が十分に解決されていないことにあります。さらにまた、教員評価を実施した後の問題として、教員評価の結果をどのような処遇に結びつけるのかを決めておかなければ、教員評価をしても実践的な意味がないということになってしまいます。アメリカの場合は、教員評価は、学内の処遇の問題だけでなく、大学間の移動に際しても実践的意味を持っているのですが、わが国の場合は、まずは教員評価を学内処遇にどう結びつけるかが当面の課題になっています。

大学の教員の場合、高等学校の場合とは異なり、教育実習を経た上で教壇に立っているわけではありません。また、学習指導要領に基づいた授業を行うというようなことも義務づけられているわけはありません。したがって、シラバスに基づく授業を行うとしても、担当者によって教え方にバラツキが出ますし、研究力も異なります。講義のノウハウは、自分の経験によって作り上げていくというスタイルが取られ、外部から評価されることも経験していない、というのが従前の実体でした。最近では、専修大学の場合、教員による授業参観（まだ一部ですが）、研究業績の公開、FD活動などが行われており、従前とは違って、授業は講義担当者の牙城という認識は変わりつつあります。教員評価には、現在、克服すべき問題が多々ありますが、研究者として研究業績の蓄積度合いを評価して

いくことは、大学の研究力を高めることに繋がり、さらには、授業方法や授業到達度を教員が相互に評価・検討するシステムを確立することは、大学の教育力の向上に結びつくものでありますので、導入する工夫をすべきものと思います。教員評価の結果と処遇の連動については、効率性だけを求めるのではなく、研究・教育の意欲並びに活性化に結びつく方策であることが肝要だと思えます。

(4) 講義方法の改善

最近、専修大学では、講義の進め方について教員相互間で検討・改善していく方法が進められつつあります。学部では教育開発支援委員会による授業参観の試みや、授業科目の関係教員による講義参観の試みなどが行われています。また、法科大学院では、授業を数人の教員が参観し、講義方法の検討・改善に資するというシステムが既に出来上がっています。私の授業でも年に一度は、数人の先生方が参観されます。この授業は、対話型の授業方法を採用入れたものですが、授業が参観されていることで、学生にも良い意味での緊張が走ります。自分の講義のやり方を客観的視点から見てもらって、教育効果を高める工夫・改善をしていくことは、ますます必要になってくると思います。学生の反応もみずに、一方的に授業をする時代ではなくなつたと言えましょう。

(5) 学生の質保証

学士課程教育の構築において、重要なもう一つの問題は、出口のチェックです。つまり、学生の質を保証することです。学生を卒業

させるに際しては、学士課程教育を終わつた者と言えるだけの質の保証をすることが求められているのです。入口は、つまり入学試験では、私立大学ですから自由に選択してもいいけれども、出口つまり卒業時においては、学生の質を保証するに至らなければならぬのです。そのためには、学士課程教育の構築に向けて、従来のカリキュラムを見直し、かつ体系化を図ることが必須の改革事項となっており、さらに教育内容および方法を適正化しなければなりません。さらには、教員の質も再考することになりましょう。学生の質保証は、今日の大学改革のいわば最終成果を問うものだと言えましょう。

4 大学と高等学校との連携の意義

(1) 高大連携の意義

やや長くなりましたが、今日までの大学改革の流れをお話ししました。高大連携を取り上げるとしても、学士課程教育の構築の問題と深く関わりますし、なぜ学士課程教育の構築が必要なのかということになると、これまでの大学改革の流れの理解が必要になります。そのため、やや長めの話を致しました。

学士課程教育の構築に向けて、大学の学部教育においてどのような教育体系を築くのかの議論が固まったら、その教育を受容しうる高校生を受け入れるということに切り替わるでしょうし、さらにより高度な専門教育は大学院教育に振り向けるということになりま

しよう。高校教育と大学教育それに大学院教育が全体として有機的に繋がるような教育システムが確立されることで、初めて学士課程教育の構築は完成するのです。

学士を学位に位置づけた以上、大学院の博士課程前期、後期と同じように、学位を取得するに必要な教育課程が築かれていなければなりません。なぜこのような学位規定に相応する教育課程を要求するようになったかと言いますと、グローバル化の時代において、わが国の大学も国際競争力を持たなければならず、卒業する学生も国際競争社会に身を置くことを念頭に置かなければならない状況にあるからです。グローバル化の時代にあつて、しかも大学教育がユニバーサル教育の段階に突入しているという外的環境は、大学教育の在り方、ひいては高校教育、大学教育、大学院教育の全体的な教育システムの見直しを迫っているのです。

学士課程教育の構築を提言した平成二〇年の中教審答申では、大学教育と高校教育との連携の必要性を指摘していましたが、平成二四年八月に出された中教審大学分科会の審議のまとめ「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」では、質的転換を図るための方策の一つとして、高大接続の改革の方策が挙げられています。高校教育から大学教育へのより円滑な移行がなされるように、諸々の改革がなされることになりましょう。高校教育と大学教育との連動は、現在の大きな課題です。「大学に合格すればよい」という高校側の視点も、「入学者を確保すればよい」という大学側の視

点も、共に変えなければならぬのです。

(2) 高大連携の在り方

高大接続の必要性が指摘される以前から、大学によっては、高大連携の協定を結んで聴講生を受け入れたり、あるいは単位互換の制度を採り入れたりすることで、高大連携を図る試みが進められていました。専修大学も四つの付属高校以外に、神奈川、東京の一四の高校と高大連携を締結し、大学教育の現場を開示し、教育の在り方について意見交換することに努めています。生徒も実際に授業を受講し、進学する場合の大学選択および学部選択に役立てています。

高大連携を締結する場合、普通ですと、推薦入学に資するという目的があります。しかし、専修大学の場合は、推薦入学との関係は遮断し、純粹に専修大学の教育現場を見聞してもらって大学を直接に理解してもらい、教育面での高校との連携を図りたいということからスタートしました。高大連携の純粹型を追求してきましたが、結果的にはこれが効を奏しました。

大学教育の在り方を近隣の高校の先生方に見ていただき、高校生にも大学の授業を体験してもらって、大学教育で要求されているものが何であるかを伝達しうるパイプが出来ていることは、学士課程教育の構築にとって重要なことです。専修大学の現場を直接見てもらって、大学の講義の前提としてどの程度の高校教育が必要なのか、逆に専修大学の教育に何が求められているのか、さらに専修大学の求める学生像はどんなものか、などといった具体的な事柄につ

いて、相互に意見交換をなしうる場を高大連携によって作っていくことは、地に足の着いた改革の推進となりましょう。

これに対して、付属高校との連携については、より密接な高大連携が図られるはずですし、付属高校ならではの高大接続の教育システムを構築することも可能です。これまで様々な試みがなされていますが、教育システムの構築という観点で見ますと、まだまだ不十分です。専修大学の建学の精神を付属高校も継受しているはずですし、教育による人材育成の視点にズレはないはずです。高大接続の教育システムを構築すれば、高校教育において幅広い知識と着実な基礎学力を養い、その基礎教育を土台として、専修大学では学部ならではの学士課程教育によって、学生の可能性を發展させ、社会に有為な人材を輩出していくことが益々可能です。伸びきって大学に入るのではなく、余力を持って大学に入ってくる学生が、大学で自分の琴線に触れる学問や出来事に出合うといっぺんに変身し、大きく成長します。付属高校と専修大学の連携で重要視しなければならぬのは、この点だと思えます。

5 付属高校に期待される役割

(1) 教育の目標と方針について

付属高校の教育目標・方針が現在どのようなように設定されているのか気になって、講演等の前に、松戸高等学校のホームページを見てきました。榎谷校長先生や富山理事長のお考えは十分に分かっています。

ですので、その部分はパスして他の部分を読みました。建学の精神のところは、報恩奉仕、質実剛健、誠実力行という三つの言葉が挙げられています。ミッションの部分と校風の部分とが錯綜してはいますが、的が外れているわけではありません。教育目標についても、三つの事項が挙げてありますが、納得しうるものです。

これに対して、教育方針については、三つの円による図解がなされていますが、私としては納得のいかない部分があります。円形の中に表記されている文言は、「国際舞台を視野に入れる」、「報恩奉仕」、「難関大学をめざす」の三つです。「難関大学をめざす」ということについては、納得できない部分があります。いわゆる進学校に転換するため、このことを教育方針にしなければならぬ時代もあったのだらうと思いますが、これからの時代は、それだけではインパクトを持ちません。学士課程教育の構築が求められている時代においては、別の切り口が必要です。つまり、高校が難関大学を目指すというだけで教育したとしても、大学に送り出した生徒が大学教育によって伸びなければ、難関大学に入ったというだけで何の意味もなさないので。

これまでは、この高校は国立有名大学に何人合格した、私立の難関大学に何人合格したということ、高校の教育が評価されたと言っても過言ではないでしょうが、そういう評価の視点は、一定の輪切りの評価に過ぎず、偏差値で全てを量るのと同じ発想です。教育が人をどう育てたのかという視点が全く入っていません。ユニ

バーサル教育の段階にあつては、教育効果の評価は、学生がどう変わったのかという部分に焦点が当てられます。高校においても、単に大学進学先によって評価されるのではなく、進学した大学でどう変身し、社会に出てどう活躍しているかという、長いスパンで評価されることになるでしょう。そういう点からすると、付属高校の場合、高大接続の教育システムが築かれていれば、教育評価に大きなインパクトを持つこととなります。社会に出た後の卒業生の顔こそが重要です。視点を逆にすれば、社会で活躍している人材が、高校教育と大学教育との連携を通じてどう個性を引き出され、主体的に知力を身につける教育環境にあつたかが逆算され、専修大学および付属高校の評価が決まるということになるでしょう。出口の質の保証が求められるようになった背景には、教育の空洞化に対する危機感があることを失念すべきではありません。大学であれ、高校であれ、教育方針に「人を育てる」という視点が益々必要な時代になっていることを肝に銘ずべきです。

(2) 私学教育と建学の精神

私学教育において人材を育成する際の指針として、建学の精神というものがあります。国立大学と異なり、私立大学には建学の精神が存在します。この建学の精神は、私学の存在意義を規定し、私学間の教育の特質を産み出すものです。各大学で教授する専門科目の内容にさほど相違はありませんが、私学の学生には背負うべきミッションがあるため、人材に個性と特色が生じます。このことは、

「人を育てる」という観点において重要なことですし、私学が多様な人材の輩出しうる所以でもあります。

少し、私の経験的な話を致します。私の専門分野は、刑法です。専修大学では、もう三七年ほどになりますが、法学部、大学院、法科大学院で刑法の講義を担当してきました。若い頃、一橋大学、慶應義塾大学、明治大学などでも刑法の講義をする機会がありました。それぞれの大学で教授した刑法の講義内容は同じですし、試験内容も採点基準も同一にしてきました。成績評価は絶対評価で行いましたので、優のレベルも不可のレベルも同一です。トップレベルの学生の力は、専修でも、一橋でも慶應でも変わりませんでした。成績分布で見るとバラツキがありますが、不可の層が極端に異なるわけでもありませんでした。しかし、学生の雰囲気は違いますし、トップランナーの個性の違いも感じました。

私は、専修大学法学部を首席で卒業し、私学の刑法学者としての道を歩いてきました。学長になるまでは、刑法学の領域で盛んな研究活動を展開していましたが、先端の研究をしている研究者仲間とよく刑法学の志向性について議論しました。某国立大学の刑法学の友人からは、国を背負っていることをひしひしと感じました。判例の理論的補強をしていくという作業は、国を背負うという意識がなければ務まりません。国を背負った刑法学も必要ですし、重い責務です。これに対して、私学で育った私の役割は、何だろうと考えた時期があります。私学の刑法学には、私学の特性を生かすべきだろ

うと思いました。私の使命は、国を背負う刑法理論を構築することではなく、市井の価値観、市民生活の価値観を刑法学の理論に組み込むことだと思いました。つまり、「市井の刑法学」の構築が私の役割だと思っています。ここでは、専修大学の建学の精神が息づいていました。市民レベルの価値観、価値秩序を法規範の中に乗せることは、専修人たる刑法学者の生き方なのです。

私は、高校から大学院まで全部私学です。純粋に私学で生きてきました。この間、私学で刑法学を研究する悲哀も感じました。従来、刑法の研究者は私学では育ち難い環境にありました。しかし、私の師匠である植松正先生は、凜とした研究者でした。研究者のトップランナーになるには、どこかの大学を出たかではなくて、だれを師匠としてどんな弟子稼業をしたかで決まるということを常々言われています。人の命や財産を奪うことにもなる刑法学においては、「学は人なり」という言葉が重要な世界なのです。自分なりの刑法学の志向性を決める際に、専修大学の建学の精神を背負っていることを意識したことが分岐点でありました。

司法試験審査委員を一〇年近く務めましたので、国を背負っていると云われればそうです。また、私の刑法理論は実務での有用性を視野に入れて構築していますので、実務との親和性があり、国を背負った理論だと言われそうです。しかし、私の「市井の刑法学」が通説になり、判例になって行くのであれば、それはむしろ、私学の刑法学の真骨頂だと思います。

(3) 評価されるものは何か

これからは、大学も高校も、卒業後の教育効果や卒業生の社会貢献などに評価の重点が置かれるようになってきます。難関大学に生徒を何人合格させたかではなくて、社会の第一線を走っている人物をいかに輩出しているか、この点が高校の評価対象になるでしょうし、付属高校であれば、専修大学との連携さらには教育接続によって、より効果的に結果を生み出せるはずです。付属高校と専修大学が協働して、接続性のある効果的な教育システムを構築することが出来れば、七年間の教育の中で生徒・学生は大きく伸びるでしょうし、余力をもって大学に進み、主体的にものを考える知力を身に付けることが出来ると思います。このことがうまく実現出来ないと、生徒は大学に進学してもうまく伸びないでしょうし、自己開発の力がなければドロップすることになります。こういうマイナス面は、回避しなければなりません。

(4) 付属高校に期待される役割

付属高校に期待されることは、いろいろありますが、喫緊の事柄は、高大接続に向けた教育内容の協議ではないでしょうか。まず、付属高校の先生方と専修大学の先生方との間で教育内容・方法について意見交換をする場を設けることから始めなければなりません。国語でも英語でも数学でもいいのですが、大学の学部教育に繋げるためこの段階までは高校で教育して下さいとか、逆に大学の学部教育ではこういう点を伸ばして下さいとかいった現場の意見交換

をしておくべきです。

現在、専修大学では、大学教育を転換教育課程、導入教育課程、教養教育・専門教育課程の三層構造を骨格とした学士課程教育の構築の導入が検討されていますが、とくに導入教育の部分は付属高校との協議内容が生かされることになろうと思います。付属高校ではしっかりした基礎教育を行い、入学試験の負担がない代わりに人間教育を行い、興味のある分野を好きに勉学する余力を培うことが重要だと考えています。

先ほど高校二年生を対象に、「付属高校での勉学の意義・何のために勉学し、何を目指すのか」というテーマでの話をしました。付属高校での勉学の意義は何であるかを生徒に問いながら話しましたが、日頃あまり考えていないことでしょうし、何故そういう問いが出されるのか、分からなかったことと思います。しかし、今の時点で自分を見つめる切っ掛けにはなったと思います。よい成績をとるための、あるいは試験に受かるための勉強と、自分のための勉強はまったく違うことを説きました。自分のための勉強は、どんな場合でも絶対にしなければだめです。自分はこういうものが好きで、こういうものが嫌いか。将来、何になりたいのか。そこをきちんと見つけた上で勉強することは、楽しいですし、深く掘り下げられる分野となります。自分のための勉強をすることが、余力の勉強だし、将来に繋がることを説きましたが、伝わっていると嬉しいです。付属高校では自分の勉強が出来るはずですし、余力を持って専

修大学に入り学部教育によって大きく変身するという教育システムを築くことが出来るはずで。そうすれば、付属高校も専修大学もグローバル化の時代に求められる人材を確実に育成することが出来ることになるでしょう。

大学進学率が一八歳人口の一〇%前後の時代には、大学に進学する学生は、自分の将来を見据えて勉学していましたし、余力のある学生も多かったと思います。しかし、学生の勉学の量はデコボコでしたし、好きな授業には熱中するけれども、嫌いな授業は出席もせず試験で単位だけを取得するということもよくありました。今の学生は、授業には真面目に出席しますが、寝食を忘れるほど好きな学問に没頭するというタイプが少なくなりました。「大学は教えられないところではない。自ら勉学するところである。」と言っても、響かない学生がいます。高校までの勉学の仕方と大学での勉学の仕方の違いから説かなければならない状況です。付属高校で自分のための勉強が出来ていれば、問題の解決は容易です。大学に入る時点で大学四年間で何を勉強し、どういう方法で修得するのか自ずと分かるはずですし、放っておいても自ら勉学します。そして、自分の得意な分野でいっぺんに花開きます。このことを出来るようにするのが、付属高校との連携の目的だと思います。

6 専修大学の戦略について

(1) 大学で変身する学生

今年のオリンピックで女子バレーボールが銅メダルを獲得しましたが、その時、試合の情報戦略を担当したのが卒業生の渡辺啓太さんでした。渡辺さんは、神奈川県出身ですが、現役で専修大学に入学しました。卒業した高校は、進学校として著名だそうです。彼は、AO入試でネットワーク情報学部に入りました。ネットワーク情報学部の一期生です。渡辺さんは、高校時代に自分のやりたいことがあって、それを実現するためにネットワーク情報学部に入学することを決めたのだそうです。在学中に、女子バレーボールの全日本チームで情報戦略担当（アナリスト）の仕事を得て活躍して、現在もその仕事に就いています。彼の場合は、高校から大学そして社会での仕事まで、目標に向けての一本道なのです。こういう学生は、自分の計画で勉強出来ますので、間違いなく伸びます。

また、九月下旬でしたか、台湾の中山大学に国際交流協定を強化するために行きましたが、そこに専修大学からの留学生である女子学生に会いました。文学部三年次生の青木千恵佳さんです。青木さんは、中国語がよく出来る上に人物もよいといので、中山大学のスタッフに可愛がられ、生き生きと留学生生活をしていました。青木さんに、なぜ専修大学を選んで入学したのか、突然尋ねてみました。入学の動機を知りたかったのです。青木さんの答えは、すばらしいものでした。彼女は、山形県の出身なのですが、大学に入学する以前から日本語の教師になりたかったそうで、しかも中国語をもとにして日本語の教師になりたかったそうです。そして、台湾の大

学と国際交流をしている大学に進学しようと考え、インターネット等でいろいろ調べたところ、専修大学が台湾の中山大学と国際交流協定をしていることを知り、専修大学に進学することを決めたということでした。今後は、大学院に進学して勉強し、それから台湾で日本語の教師に就きたいと話してくれました。自分の人生設計に基づいて海外で猛勉強している本学の学生に会って嬉しく、かつ頼もしく思いました。こういう学生は、かならず大きく変身します。

最近では、専修大学の提携校であるワイカト大学の語学研修に、専修大学の学生と一緒に杉並の付属高校と松戸の付属高校の生徒が出かけています。定員数の関係から、高校生の人数は合計一〇人程度しか受け入れることが出来ていませんが、この語学研修は高大連携の一つとして導入されました。この語学研修を受けた学生が専修大学に入学してきていますので、留学制度が活性化してきています。入学後、専修大学の国際交流協定校に短期の語学研修、そして中期留学、長期留学に積極的にチャレンジする学生が増えました。付属高校との連携の成果の一つです。

(2) 主体的に考える力

語学研修だけではなく、弁護士、公認会計士、税理士などの専門職に興味を持つている生徒に対しては、その職業についての基礎知識や関連する基礎教育などについて、付属高校と専修大学が連携してガイダンス授業みたいなものが導入出来れば、早い段階で人生設計に基づいた勉強に取り組むことが出来ることになりましょう。

もちろん、単に知識を与えるというだけでは、あまり意味がありません。専門職で要求される考え方の特徴をやさしく説き、どういふ勉強方法を採用すべきなのかを説くことが必要でしょう。むやみに勉強しても成果は出ない世界です。たとえば、司法試験の場合で言えば、司法試験は資格試験ですが、それは「四角」試験であることを説いておくと勉学の仕方が自ずと変わります。「四角」試験では、丸い人も、三角の人も、試験の枠を通れない。入口は、三角の人も丸い人も、四角にしなければ通れないのです。つまり、自分の考えに固執することなく、問題解決に向けた柔軟な思考が出来ないと通れない試験なのです。思考の柔軟性は、余力ある勉学をしてきたかどうかに関係しますし、主体的に考える力が培われているかにも関係しています。単に与えられたことを覚えるということでは、培われません。

ロースクールの学生を指導する時によく言うことですが、試験の答案を書く時に、私の学説に依ると長く書かなければいけないようであれば、私の学説は切り捨て端的に書ける学説で書きなさい。時間内で問題を処理出来なければ、いくらよく理解していても、事実処理としては不可なのです。「四角」試験を通り抜けた後に、私の学説に戻ることは許すと言いますと、どっと笑います。学問の世界でも、実務の世界でも、本当の勝負は、主体的に考える力、知力です。

(3) 問題の発見と問題解決力

今年の八月に出された中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」には、「生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」という副題が掲げられています。大学教育において「主体的に考える力」を養成することが求められているのです。大学教育の本質を考えれば、当然のことですが、それを指摘しなければならぬ状況に置かれているという認識が重要です。主体的に考える力というのは、単にものごとを覚えることではなく、問題自体も自ら発見する力がなければなりません。場合によっては、解なき問題も自分で考え処理しなければなりません。善し悪しは別として、自分の責任で解かなければいけない。今、予測困難な社会に向かおうとしています。予測困難な社会において、高等教育機関に求められるのは、解なき問題を処理する力、主体的にものを考える力だという認識に立っているのです。

(4) 社会知性の開発との繋がり

主体的に考える力は、専修大学の二一世紀ビジョン「社会知性の開発」を掲げた際のキーワードでもありました。その点では、専修大学のビジョンは先取りしていたということになります。学問の本質を突き詰めると、社会知性の開発にたどり着きますので、最初に掲げた方に先取り特権があるということになりますでしょうか。そういう点では、先見の明のあった富山専務理事の仕事に感謝しなければなりません。高等教育の出口で求められている学生の質保証の問題は、ロースクールの出口の問題でもまったく同じです。皆さ

ん、付属高校と専修大学の連携を質的に高めていき、高等教育によつて大きく変身する学生を育て、「人の専修」を実現していこうではありませんか。このことを最後にお願ひして、今日の講演を終わります。

(質疑応答)

司会 どうもありがとうございました。限られた時間ですが、質問があると思います。先生方、いかがでしょうか。

日高 なるべくやさしく願ひします。

梅田 一年生担当で、理科・生物を担当している梅田といいます。

今日はありがとうございました。先生のおっしゃったこと、すごく響きました。その中で最後に先生が、主体的に考える力を伸ばすことをおっしゃいましたが、そのために高校でも考えなければいけないことだと思いますが、何かヒントになるようなことがあるでしょうか。高校ではこんなことをして欲しいというようなことがあります。したら、聞かせていただきたいのですが。

日高 端的に申し上げれば、いわゆる「読み書き算盤」をしつかりやることではないかと思ひます。考えたことは文章にしなければいけないし、文を読み込む場合にも、文意を正確に読み取らなければなりません。頭の中にあることを整理して、簡明な文章が書けるということは、どんな分野においても大切なことです。算盤というのはちよつと例えが難しいのですが、いろんな局面で仮説を立て計算

し、手順を考える、あるいは逆算の思考が出来るということになるでしょうか。これらの基礎的な教育が出来ていて、初めて自分の頭で主体的に考える力が出来るということになると思ひます。その基礎的な部分が崩れているというのが現在の状況ではないでしょうか。

私の学部の授業で経験した特異なことではありますが、あつと驚くようなことがあります。ゆとり教育を受けて大学に入った学生ではありますが、刑法の授業でモーゼの十戒の話を出して、道徳規範と刑法規範の違いを説明しようとする、「モーゼつて誰ですか」という質問が出てきて、一瞬立ち往生してしまいました。レジュメを提出させますと、メールの文章そのまま、文頭は一マス空けていないし、改行、段落のないものが出てきたりします。基本書の読み方では、重要な箇所と枝葉の箇所との区別がつかず、まして行間を読むということになると、書いてないものは読めませんという回答が返つてきて、うーんと唸るしかないこともあります。問題を見つけて主体的に考えるという前の段階で立ち往生しますが、そういう学生も基礎的なことを単に知らないだけで、導入部分をしつかり教えれば、専門教育に十分着いてきます。力はあるのです。

それから漢字力がかなり落ちていきます。大審院判例を読ませますと、漢字カタカナ表記で、句読点がありませんので、漢文の初歩の手ほどきをしなければなりません。さらに、ゆとり教育の世代だからでしょうか、判例集の○巻○号○頁の「頁」という漢字が読めな

いということもありました。「えっ、ページと読むのですか。ページはカタカナか横文字でしょう」と真顔で言うので、私の方が「えっ」と言ってしまった。漢字の筆順もいい加減なことが多く、書かせると読めない文字になってしまいます。

もちろん、このような話は、ごく一部の例にすぎません。大多数の学生は、専門教育について行くのに何の支障もありませんが、ビックリする話だけに、記憶に鮮明です。このようなことは、高校までの基礎教育で十分に指導出来る事柄でありますし、教えればすむことなので、あまり問題ではないでしょうが、高校の現場で指導される際に、少し頭の隅においていただけると助かります。

司会 ありがとうございます。

あとお一人ぐらいのご質問ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

日高 ありがとうございます。（拍手）

【参考資料】

- ・ 専修大学の歴史編集委員会編『専修大学の歴史』（平凡社、平成二一年九月）
- ・ 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」（平成二〇年三月二五日）
- ・ 中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転

換に向けて、生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ。」（平成二四年八月二八日）